自動運転技術をはじめとする次世代自動車の開発推進に係る協定書（案）

　愛知県（以下「甲」という。）と国立大学法人名古屋大学（以下「乙」という。）は、自動運転技術をはじめとする次世代自動車の研究開発及び社会実装を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

1. 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、自動運転をはじめとする次世代モビ

リティ社会の実現を目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携・協力して実施する。

（１）最新技術に関する情報交換に関すること。

（２）研究開発及び社会実装の推進に関すること。

（３）広報及び普及啓発の推進に関すること。

（４）研究者、技術者等の人材育成の推進に関すること。

（連絡調整）

第３条　甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲乙の下記の機関に連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　甲：産業労働部産業振興課

　乙：未来社会創造機構

（情報保護）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た秘密情報について、この協定の期間中及びこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は、漏洩してはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合、又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（知的財産の取扱い）

第５条　連携・協力事業の実施により生じた知的財産権等の取り扱いに関しては、甲及び乙で個別の案件ごとに別途契約を締結する。

（協定期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定の締結日から平成３３年３月３１日までとする。

　ただし、有効期間満了の日の３０日前までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、この協定は更に１年間同一内容で更新されるものとし、その後の期間満了に際しても同様とする。

（疑義の協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

平成　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

（甲）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号　　　愛知県名古屋市千種区不老町

愛知県　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人名古屋大学

知事　大村　秀章　　　　　　　　　　　　　　総長　松尾　清一